大規模小売店舗立地法(平成10年法律第99号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更 した旨届出があった。

平成30年6月19日

盛岡広域振興局長 宮 野 孝 志

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 芙蓉総合リース株式会社
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 滝沢巣子複合店舗 滝沢市巣子95番地4
- (3) 変更した事項
 - ア 大規模小売店舗の所在地
 - イ 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所
 - ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
- (4) 変更の年月日 平成30年6月11日ほか
- (5) 変更の理由
 - ア 所在地の記載の錯誤のため
 - イ 設置者の代表者及び住所の変更のため
 - ウ 小売業者の代表者の変更のため
- 2 届出年月日 平成30年6月11日
- 3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び滝沢市役所